保育所等の利用案内

問い合わせ　子育て推進課　☎229-3167　FAX229-3451

保育所等とは

保育所等には、保育所、認定こども園、事業所内保育所等の地域型保育事業(事業所内保育、小規模保育)などがあり、保護者の就労や病気などのため保育が必要と支給認定を受けた場合に利用することができます。

支給認定とは

保護者の就労状況等や教育・保育の利用希望、子どもの年齢によって、１号認定・２号認定・３号認定の３つに区分される認定のことをいいます。区分によって利用できる施設が異なり、保育所等を利用できるのは、保護者が次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当するため、２号認定・３号認定を受けた場合です。また、「保育必要量」も併せて認定されます。

保育を必要とする事由

- **就労**
  フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、常に１カ月当たり60時間以上労働している
- **妊娠・出産**
  母親が出産予定または出産後間がない(出産予定日の前後２カ月程度)
- **疾病・障がいなど**
  保護者が疾病・障がいを持っている
- **病人の看護など**
  同居の親族を常時介護または看護している
- **災害復旧**
  家庭が災害に遭い、その復旧にあたっている
- **求職活動**
  求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている
- **就学**
  特定の教育施設に在学(職業訓練を含む)している
- **社会的養護**
  虐待やＤＶのおそれがある
- **育児休業中の継続利用**
  育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要である
- **その他**
  上記に類する状態として市が認める場合

※上記の要件に該当し、支給認定を受けていても、希望する保育所等の定員に余裕がない場合は、その保育所等の利用ができません。

※支給認定申請の内容に虚偽がある場合は、支給認定を取り消します。

保育時間

「保育必要量」の認定区分によって、利用できる時間が変わります。

保育短時間認定

必要に応じて最長８時間(おおむね８時30分～16時30分)

保育標準時間認定

必要に応じて最長11時間(おおむね７時30分～18時)　※保育所等により異なります。

その他の保育

延長保育

保護者の勤務状況など、やむを得ない事情により、認定された保育時間を超えて保育が必要な場合に、有料で延長保育を行っています。延長時間・料金は保育所等により異なります。

一時預かり

保護者の就労や病気、出産、育児疲れなどで一時的に保育が必要になった場合に、有料で利用できます。事前に保育所等での利用申し込みが必要で、料金などは保育所等により異なります。

病児・病後児保育

病気中や病気回復期にある子どもを、家庭で保育できない場合に、有料で次の専用施設で預かります。事前に施設での登録と利用申し込みが必要ですので、詳しくは施設にお問い合わせください。

- 津病児デイケアルーム「ひまわり」
  (熱田小児科クリニック併設、☎229-8808)
- 津病後児保育室「ＨＵＧ」
  (どんど子保育園内、☎254-6080)